

国立大学法人群馬大学における機器分析に対する専門性を高めるマイスター育成  
プログラム要項

平成 30. 4. 1 制定  
改正 令和元. 6. 16

(趣 旨)

第1 大学が保有する高度な分析装置を用いて現場で求められる実際の分析補助を行うことで、その検出原理や取扱手順などの本質的な理解を深め、分析に関する高い技術力と実務経験を有し、それを通じて社会が抱えている複合的な問題を解決できる学生を早期に育成することを目的として、「国立大学法人群馬大学における機器分析に対する専門性を高めるマイスター育成プログラム」(以下「プログラム」という。)に関し必要な事項を定める。

(養成する人材像)

第2 本プログラムにおいて養成する人材像は、自然科学等の知識を応用して複合的な問題を解決できる技術力と実務経験を有した即戦力をもった者とする。

(企画・運営)

第3 プログラムの企画・運営は、群馬大学共同利用設備統括センター(以下「センター」という。)共同利用設備統括推進室(以下「推進室」という。)が、関係学部及び関係事務部と協力して行う。

(基本的な考え方)

第4 プログラムの基本的な考え方は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 活動時間は、授業後とする。
- (2) 活動場所は、原則研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センターとする。ただし、必要に応じて大学院医学系研究科教育研究支援センター共同利用機器部門、生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター、理工学部共同利用機器室で行うことができる。
- (3) 推進室教育・人材育成部(以下「人材育成部」という。)は、本プログラム採用学生(以下「育成学生」という。)の意向を聴いたうえ、分析装置の重要性や汎用性等を勘案し、採用後1月以内に、育成学生が学ぶ分析装置(以下「担当装置」という。)を1台以上決定する。
- (4) 人材育成部インストラクター(以下「インストラクター」という。)及び群馬大学機器分析マイスター称号取得学生(以下「マイスター学生」という。)は、育成学生を指導する。
- (5) 育成学生及びマイスター学生には、担当装置に関する知識や技術の向上を目的として、メーカーほか国立大学法人や公設試験研究機関が主催する講習会に学業に影響を及ぼさない範囲で参加させるものとする。参加に必要な経費はセンターの負担とする。
- (6) 2年次のうちに、担当装置についてセンターが別に定める能力の習得を目標とする。
- (7) 2年次の学年末休業期間から3年次の春季休業期間までに国立大学法人群馬大学における機器分析に対する専門性を高めるマイスター認定試験(以下「認定試験」という。)を実施する。ただし、認定試験は必要に応じて臨時に実施することがある。この場合、前回の認定試験実施後2か月以上経過しなければならない。
- (8) 認定試験合格者は、マイスター学生として活動する。
- (9) マイスター学生は、これまでの活動に加え、第2号に規定する場所において、インストラクターを中心とした人材育成部の指揮のもと、外部依頼分析、初心者講習講師及び担当装置のメンテナンスの業務の補助を行う。

(11) センター長は、育成学生及びマイスター学生の学業成績又は本プログラムの活動が芳しくない時は、群馬大学共同利用設備統括センター会議（以下「センター会議」という。）の議を経て、育成学生及びマイスター学生を本プログラムから離脱させることができる。

(12) 前号の場合、群馬大学機器分析マイスターの称号を取り消すものとする。

（募集定員）

第5 プログラムの募集定員は、原則各年度4名とする。ただし、欠員が生じた場合でも人員補充は行わない。

（募集及び選抜方法）

第6 プログラムの募集及び選考方法は、センター長が別に定める。

（選考委員会）

第7 育成学生の採用選考のため、国立大学法人群馬大学における機器分析に対する専門性を高めるマイスター育成学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 推進室長

(2) 推進室マネージャー 1人

(3) 人材育成部長

(4) インストラクター 2人

(5) その他選考委員長が必要と認めた者 若干人

3 選考委員会に委員長を置き、推進室長をもって充てる。

4 委員長が特に必要と認めたときは、第2項各号以外の者を選考委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

（選考）

第8 選考結果は、センター会議の議を経たうえで、プログラム受験生に通知する。

（教育）

第9 カリキュラムは、センター会議の議を経て、センター長が定める。

2 センターは、カリキュラムに基づき、育成学生に国立大学法人群馬大学における機器分析に対する専門性を高めるマイスター育成のための教育を実施する。

（認定試験）

第10 認定試験及び認定基準は、センター会議の議を経て、センター長が定める。

2 カリキュラムを修了した者は、認定試験を受験することができる。

3 試験結果は、センター会議の議を経て、認定試験受験者に通知する。

4 認定試験で不合格となった者には、臨時に実施する認定試験を受験させることができる。

（認定試験実施委員会）

第11 認定試験を実施するため、認定試験実施委員会（以下「認定委員会」という。）を置く。

2 認定委員会は、第7の第2項から第4項までの規定を準用する。

（称号授与）

第12 認定試験に合格した者に対し、群馬大学機器分析マイスターの称号を授与する。

（効果検証）

第13 プログラムの効果検証に係る方法・内容等は、センター会議の議を経て、センター長が別に定める。

（雇用）

第14 第4の第10号に規定する外部依頼分析の補助を行うマイスター学生は、国立大学法人非

常勤教職員就業規則に規定する技術補佐員として雇用する。

(身分)

第15 マイスター学生は、パート教職員とする。

(採用等)

第16 マイスター学生の労働時間は、1週間当たり19時間以内とし、その者が受ける授業等に支障が生じないように配慮するものとする。

(給与)

第17 マイスター学生の1時間当たりの給与は、国立大学法人群馬大学非常勤教職員就業規則別表第2で定める技術補佐員(その他)の額とする。

2 マイスター学生の給与は時間給のみとし、その他の給与は支給しない。

(要項の改廃)

第18 この要項の改廃は、センター長が行う。

(雑則)

第19 この要項に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年6月16日から施行する。